

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
1	全体	方法論としては「触発」も重要であり、情報開示などのコミュニケーションについては記載されているが、政府の役割として、国民活動に触発を与える、環境保全活動の強力な率先垂範、メッセージ発信が必要である。	2(1)①では、「切迫した世界規模の環境問題に取り組むことの重要性への理解」をはじめとする環境保全活動等の推進に関する必要な視点が示されており、これらの視点を踏まえた施策を推進することを通じて、政府としての環境保全活動等の推進に関する基本的な考え方を発信してまいりたいと考えております。
2	全体	マイクロプラスチック、マイクロカプセル使用の法律での禁止、メガソーラーに関する規制の強化、大気汚染や環境破壊につながる化学物質の輸入規制の強化、大気や水に関する汚染原因の排除、微細なものを対象とする検査基準の新設、大企業等に対する規制の強化などに取り組むこと。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
3	全体	日本で環境教育は正しい知識と偏りのない広い視野で柔軟な発想を持った人物を育て、真に世界の未来を見据えた教育が必要である。一方的な考えの人間を生み出さないためには、誰が教材を作り誰が教えるかは重要である。教育者は慎重に選ぶべきである。また、環境問題は絶対的な答えあるものばかりではない、多様な考え方があることを子どもたちに教え、どうしていくべきかディスカッションさせ多様な考え方を身に付けさせる教育が必要である。	1(2)では、環境教育において育みたい価値観として「多様性の尊重」を示しているほか、1(3)②イ(ii)では、環境教育において特に重視すべき方法として、「多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践」を掲げ、多様な立場や価値観の人の対話を通じて学びあうことの重要性を記述しており、こうした考え方に基づく環境教育を推進することが重要であると考えております。
4	全体	環境教育を実施または支援する主体として、教育機関が明確に意識されていません。教育機関としては、地方公共団体の教育委員会、初等中等教育機関、高等教育機関に加え、国際的には職業訓練施設等が含まれます。基本方針(案)の中では、特に職業訓練施設については全く触れられていません。教育機関は環境教育の推進のために重要な役割を果たすので、明示的な位置づけをする必要があると考えます。	1(2)では、社会情動的な学び、具体的な行動に必要な技能の学び、持続可能な社会の基盤となる価値観の学びなどが、学校や職場、地域等あらゆる場で実践される必要があるとしています。こうした基礎的な態度や価値観等を育成している代表的な教育機関について例示として記載しており、すべての機関を網羅的に示す必要はないと考えていることから、原案どおりとさせていただきます。
5	全体	環境教育を実施または支援する主体として、市民社会組織や学会等が明示的に示されていません。環境教育やESDの推進には、日本自然保護協会、日本野鳥の会等の多くのNPO、NGOや、日本環境教育学会、日本ESD学会、日本国際理解教育学会をはじめとする多くの学会が貢献してきました。それらの組織の位置づけを明確にするとともに、それらの組織に対する直接、間接の支援方を基本方針に盛り込むべきと考えます。	御意見を踏まえ、2(2)①ク「環境教育の更なる改善に向けた調査研究」において、以下の下線を追加します。 「政府は、環境教育の実施状況、内容や方法、評価方法について、必要に応じて、NPO法人、学術団体等と連携し、環境教育の実施状況、内容や方法、評価方法について、国内外の調査研究を行い」
6	全体	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての具体的な施策に関しては、抽象的な表現が多く、具体性に欠ける傾向があるように思われます。今後特に、以下の点が強調されるよう留意しつつ、具体的な施策の企画立案を進めることを期待します。 ・体験活動を通じた学びに関し、小中学校における自然体験教育の充実とそのための教員研修、当面の間、学校での自然体験教育を支援するための仕組みの構築(自然体験指導員の雇用支援等) ・気候変動教育のような発達段階に応じた学びを実現するための、一機関でのホールスクールアプローチを超えた校種間連携促進のための仕組み・ガイドラインづくり ・部活動の地域移行の動向を踏まえながら、自然学校等の民間団体が部活動の一環として環境教育を担当したり、企業が環境教育の場や人材を提供したり、従来の運動部・文化部にとらわれない発想で環境教育の裾野を広げていく可能性の追記を望みます。子どもの居場所づくりにつながり、貧困家庭の教育機会の補填の機能も持つこととなります。 ・次世代ユネスコ国内委員会のような、若者の意見を積極的に取り入れるための具体的な方策 ・地方公共団体の職員研修に際して環境保全や持続可能な社会づくりに関する講座を積極的に設けるための、助成制度等の具体的な支援方策 ・拠点機能整備に関し、「ア. 政府の拠点機能整備」、「イ. 地方公共団体の拠点整備に対する支援」に加え、ウとして、「ウ. 民間団体や企業、大学、社会教育施設等の拠点整備に対する支援」を追記し、行政以外の拠点整備への支援を明記する。 具体例としては、ESD活動支援センター(全国・地方)に加え、全国で180以上に及ぶ地域ESD活動推進拠点やSDGs・ESDコンソーシアム、ユネスコスクール支援大学、公民館、動物園、水族館、博物館等の社会教育施設による活動への推進支援方策	ご意見は、今後の具体的な施策推進時において参考にさせていただきます。なお、校種間連携促進のための仕組みとして、2(2)①アでは、ユネスコスクール間のネットワークの活用等が記載されています。また、学校における環境教育に民間団体や企業が参画することについては、2(2)①アにおいて、学校が地域の多様なステークホルダーと連携することにより、広範な対話と協働に取り組むことが可能であることが記載されており、環境教育の裾野を広げていく可能性に言及しています。さらに、民間団体や企業等の行政以外の拠点整備への支援については、2(2)⑤アにおいて、地方環境パートナーシップオフィスやESD活動支援センターをはじめとする中間支援組織等を通じて、効果的な支援を進めていくこととしております。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
7	全体	気候変動は気象庁の専門分野であるが、「気候変動の危機」に一切の疑念を抱かず、施策を展開する環境省の姿勢は果たして科学的と言えるのか。同じことがESDとユネスコにも言える。本方針案が示す教育の実態は、自然科学の専門教育というより、門外漢による思想(イデオロギー)教育に近い。平成30年に閣議決定された現行の方針では「変革」への言及回数は2箇所にとどまるが、本方針案では57箇所にする。率直に言ってアジビラを彷彿とさせる異常なもので、仮にも教育を内容とする方針案として全く相応しくない。また、現行方針で1箇所のみ言及された「国土の保全」についても、本方針案では言及されていない。 ごく最近、古墳の周辺までもがソーラーパネルに覆われた国土の荒廃ぶりが伝えられている。このような、持続可能どころか回復不能な社会の姿こそが「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の帰結である。 ウェルビーイングと聞いて、日本国民が思い浮かべるのは小説「1984年」に描かれたディストピアでしかない。本方針案は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」とともに廃止すべきである。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
8	P1の「はじめに」	「はじめに」において「気候変動については、その深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は我が国にも例外なく及び、自然災害のリスクも増幅させます。」と表現していますが、気候変動の原因を二酸化炭素排出量の増大によるものと決めつけているかのような表現は、非科学的です。 仮に国際会議で、当たり前のこととされている「二酸化炭素悪玉説」であっても、それに従順に従うだけでは無駄な努力を国民に強制することになりかねません。 今一度、一方的な学説だけでなく、それに反する説もしっかり検証したうえで、両論を併記する形で教育に組み込んでください。 「みどりの食料システム戦略」に基づく農業体験や自然環境とのふれあいであれば、推進はどんどんやってください。	該当部分については、現在の科学的知見を踏まえて記載したものです。
9	P1の「はじめに」(P3の3行目)	以下の下線部を追加すべき。 「 <u>私たちが生態系の中で生きている、すなわち、ワンヘルス(One Health)を含む、プラネタリーヘルスの考え方を理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心を育むことにもつながります。</u> 」	ワンヘルス、プラネタリーヘルスの考えも念頭に置き、1(1)では、「持続可能な開発」の理念の軸について、人間社会の活動を、地球の限界の範囲内に留める必要性について言及し、こうした理念を踏まえた持続可能な社会づくりを目指すこととしており、個別のすべての理念を網羅的に説明する文書ではないことから、原案どおりとさせていただきます。
10	P1の「はじめに」(P2の13～14行目)	(原文)「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め…緊急の行動をとる」こと(ネイチャーポジティブ)が示されています。 (修正意見)以下の文章を追記する。 <u>これを受けて、2023年(令和5年)3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。</u> (理由)国際動向だけでなく、それを受けた日本の政策にも言及すべき。	御意見のとおり修正します。
11	P1の「はじめに」(P2の15～17行目)	切迫する環境問題として、第五次環境基本計画と同様、「気候変動」「生物多様性の喪失」「環境汚染」をあげています(1ページ13行目)。しかし、「環境汚染」についての国際的取り組みが明示されていません。2ページ15行目に下記事項の加筆をご検討ください。 (1)2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)において「ヨハネスブルグ実施計画」が採択され、「化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを旨とする(23項)」と合意された。 (2)2006年に、上記目標の具体化のために、ドバイで「国際的な化学物質管理の戦略的アプローチ(SICAM)」が採択された。SICAMの包括的方針戦略として、「(科学に基礎を置くリスク評価に基づき)人の健康と環境に不合理な他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質又は化学物質の使用については、もはやそのような用途のためには製造・使用されず(14項(d)i)、意図しない放出によるリスクは、最小化される(14項(d)ii)」と明記された。 (3)2023年には、SICAMの後継となる新たな枠組みの文書として(Global Framework on Chemicals(GFC)—For a planet free of harm from chemicals and waste)が策定された。 (4)毒性、環境での長期残留性、生物蓄積性をもち移動しやすく地球全体を汚染する可能性のある化学物質である残留性有機汚染物質(POPs)の国際的な規制を目的として、2001年にストックホルム条約が採択された。近年には、有機フッ素化合物(PFAS)の一部がその規制の対象となった。 (5)上記のSICAM包括的方針戦略では、「女性と子供に特別な配慮をはらいつつ、大気汚染がもたらす呼吸器疾患及びその他の健康への悪影響を軽減する(56項)」と明記された。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「さらに、環境汚染については、(中略)深刻化が進むグローバルな環境課題として注目を集めています。こうした中、「 <u>化学物質に関するグローバル枠組み(GFC)—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ</u> 」が2023年(令和5年)9月に開催された第5回国際化学物質管理会議で採択されました。」
12	P1の「はじめに」(P2の29～31行目)	(原文)被災地の復興・再生に向けては、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備等の事業が続けられてきました。 (修正意見)被災地の復興・再生に向けては、 <u>東北各県において様々な復旧・復興対策が進められていますが、とりわけ福島第一原発に関しては、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備等の事業が続けられてきました。</u> (理由)東日本大震災は、福島だけの問題ではないので、誤解のないように東北全体の問題であることを明らかにしたうえで、特に福島について触れるような構成にすべき。	御意見の趣旨は原案に含まれていると考えており、文章の簡素化の観点から原案どおりとさせていただきます。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
13	P1の「はじめに」(P2の32～34行目)	現状:「放射線の健康影響についても、風評を払拭するために、正確な情報発信や、不安を抱える住民等へのリスクコミュニケーション等を継続して実施していくことが求められます。」 修正後:「放射線の健康影響についても、科学的調査、情報開示・発信・リスクコミュニケーション等を継続して実施していくことが求められます。」 理由:「放射線の健康影響についても、風評を払拭するために、正確な情報発信や、不安を抱える住民等へのリスクコミュニケーション等を継続して実施していくことが求められます。」という表現について、「正確な情報発信」は風評払拭のためだけでなく、より広く正確に状況を共有するためであり、また「リスクコミュニケーション」は不安を抱える住民だけでなく、より広く人々とリスクにかかわる情報共有・議論を促進するためのものであることから、修正すべきと考えます。	該当部分については、放射線の健康影響に関する不安の解消と、風評を払拭することが重要であると考えており、より実情に則した具体的な内容とするため、原案どおりとさせていただきます。
14	P4の「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」(P4の35行目)	(原文)DX (修正意見)デジタル・トランスフォーメーション(DX) (理由)初出の際はスペルアウトすべき。	御意見のとおり修正します。
15	P4の「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」(P5の9～10行目)	(原文)我が国においては、若い世代の環境意識の形成に環境教育の効果も確認できます。 (修正意見)我が国においては、若い世代の環境意識の形成に <u>学校等における環境教育の効果も確認できます。</u> (理由)学校における環境教育の重要性を明記すべき。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「我が国においては、若い世代の環境意識の形成に <u>学校における環境教育の効果も確認できます。</u> 」
16	P4の「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」(P5の10～11行目)	(原文)国民の環境意識は、国際的には決して高いとは言えず、現状に対する危機感が弱いと言われています。 (修正意見)国民の環境意識は、国際的には決して高いとは言えず、 <u>危機感があっても解決に向けた具体的な行動をとろうという意欲が少ない</u> と言われています。 (理由)脱炭素に向けた別の調査では気候変動問題に関する危機意識は高いとの結果もある。環境問題への取組意欲の低さが問題ではないか。	現状に対する危機感が弱いと言われていることについては脚注3において示しているとおりであり、御指摘のような分析を記述するほどの事実関係が確認できないことから、原案どおりとさせていただきます。
17	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」	環境教育の目的と視点に関し、ジェンダー平等の視点を明確に示すことが不可欠と考えます。現在の基本方針(案)では、ジェンダーの視点について全く触れていませんが、国際的な動向を鑑みれば、環境教育、ESDにおいてジェンダーの視点は欠かせません。また、障害者や高齢者等の社会的弱者に対する配慮も重要であり、環境教育、ESD推進に際しての視点に含まれる必要があると考えます。また、各学校ではインクルーシブ教育が推進されていますが、様々な障害を持つ者と持たない者が、ともに学び合う場として環境教育が貴重な機会であると考えます。	今後の施策の参考にさせていただきます。1(2)では、環境教育の目的と視点のうち、環境教育において育みたい価値観として「多様性の尊重」や「包摂性の尊重」を示しているほか、1(3)②では、環境教育の推進方針についての取組の方向として、「障害の有無等による格差が生じないように配慮すること」を示しています。さらに、環境教育等に推進に必要な視点として2(1)①コでは「機会均等、人権尊重、公正性の重視」を掲げ、全ての人の人権を尊重されるよう施策を進めることとしており、こうした考え方に基づき環境教育等を推進していくことが重要であると考えております。
18	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」	環境教育の目的と視点に関し、環境教育等推進専門家会議の実質的な審議が昨年11月に終了したためにやむを得ない面もありますが、昨年11月20日にユネスコ総会で採択された「平和、人権、持続可能な開発のための教育に関する勧告」の内容を反映することが強く求められます。 特に、勧告で指摘されている、VUCAと言われる変化と不確実性が高い時代における適応力と創造力(急速に変化する環境や多様で移り変わりの激しい文脈に適応し、関与し、創造し、革新し、成功する能力)、偽情報や誤った情報、有害なコンテンツなどを察知し対処するためのメディアと情報のリテラシー(デジタルの安全性を高め、プライバシーを保護するために、偽情報や誤った情報、ヘイトスピーチ、ジェンダーに基づく暴力を含むあらゆる形態の暴力、有害なコンテンツ、オンライン上での虐待や搾取を察知し、それに対抗することができる能力)は、育みたい力として重要と考えます。 また、同勧告で示された14の指導原則も、今後の環境教育 ESDにおいて考慮する価値があると考えます。	御指摘を踏まえ、「はじめに」において、以下の下線部を追加します。 「2022年(令和4年)7月の国連総会では、「 <u>グリーンで健康かつ持続可能な環境に対する人権</u> 」に関する決議が、我が国を含む161カ国の賛成で採択されました。また、2023年(令和5年)11月にはユネスコ総会で「 <u>平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ、持続可能な開発のための教育に関する勧告(仮訳)</u> 」が採択されました。」
19	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P6の32～34行目)	(原文)SDGs では、ESD が、グローバル・シティズンシップ教育(GCED)とあわせて、その目標のSDGs では、ESD が、グローバル・シティズンシップ教育(GCED)とあわせて、その目標の一つに位置づけられましSDGs の国連決議とESDfor 2030 の国連決議は別のものであり、切り離して議論すべき一つに位置づけられるとともに、17目標全ての実現に寄与するものであることが2019年(令和元年)の国連総会決議において確認されています。 (修正意見)SDGs では、ESD が、グローバル・シティズンシップ教育(GCED)とあわせて、その目標の一つに <u>位置づけられました。</u> さらに、 <u>17目標全ての実現に寄与するものであることが2019年(令和元年)の国連総会決議において確認されています。</u> (理由)SDGs の国連決議とESDfor 2030 の国連決議は別のものであり、切り離して議論すべき。	御意見のとおり修正します。
20	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P7の11～12行目)	(原文)2023年(令和5年)6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画においても、総括的な基本方針として「 <u>持続可能な社会の創り手の育成</u> 」が掲げられ、 (修正意見)2023年(令和5年)6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画においても、 <u>高等教育や社会教育を含む教育政策全体の</u> 総括的な基本方針として「 <u>持続可能な社会の創り手の育成</u> 」が掲げられ、 (理由)教育振興基本計画の学習指導要領との違いを明確に示すことが重要。	御意見のとおり修正します。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
21	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P7の38行目)	(原文)・・・を推進することが示されました。 (修正意見)以下の文章を追記する。 2023年(令和5年)11月のユネスコ総会では、法的文書として「平和、人権、持続可能な開発のための教育に関する勧告」が全会一致で決議され、12項目の必要とされる知識、技能、価値観、態度が示されるとともに、ESD推進に向けた14の指導原則が明らかにされています。その中では、変化と不確実性の高い時代における適応力と創造力、偽情報や誤った情報などを識別できるメディア・リテラシー等の必要性が強調されています。 (理由)2023年11月のユネスコ勧告は、これからのESDの推進にとってとりわけ重要であり、言及することは必須。	18と同様です。
22	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P8の6～P9の7行目)	(原文)【ESDを踏まえた環境教育の目的・視点(例)】 (修正意見)以下を追記する。 ・様々な環境問題を全体的に俯瞰する力 ・メディア・リテラシー (理由)前者は環境基本計画の改定議論で指摘されている力、後者はユネスコ勧告で強調されている力であり、追記することが望ましい。	該当の箇所は、ESDの目的や考え方に関して記載した議論の経過を踏まえて整理・統合した、環境教育の目的・視点の一例として例示したものであるため、原案どおりとさせていただきます。なお、同様の箇所においては、「強調したい視点」として「環境に関わる問題の多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること」や「環境に関わる問題を科学的かつ客観的にとらえること」が例示されております。
23	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P8の27行目)	(原文)(はぐくみたい価値観) (修正意見)「自然への畏敬の念」を追記されたい。 (理由)自然の素晴らしさを認識することは、特に幼児期に育むべき価値観として極めて重要。	該当の箇所は、ESDの目的や考え方に関して記載した議論の経過を踏まえて整理・統合した、環境教育の目的・視点の一例として例示したものであり、御指摘の「自然への畏敬の念」については、「育みたい価値観」の「環境の尊重」に包含され、また、2(1)①「自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解」でも包含されていると考えていることから、原案どおりとさせていただきます。
24	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P8の36行目)	(原文)(強調したい視点) (修正意見)以下を追記されたい。 ・身近な地域の環境や文化に興味・関心を持つこと ・環境と文化とが密接に関連していること ・生成AIをはじめとするICTの進展に対応すること (理由)まず身近なことから出発することは環境教育、ESDの基本。文化との関連、科学技術の進展への対応は、ユネスコが特に強調する視点。	該当の箇所は、ESDの目的や考え方に関して記載した議論の経過を踏まえて整理・統合した、環境教育の目的・視点の一例として例示したものであるため、原案どおりとさせていただきます。なお、同様の箇所においては、「地球規模及び身近な環境の変化に気づくこと」や「環境に関わる問題の多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること」が例示されております。
25	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P8の36行目～P9の7行目)	環境教育の目的と視点に関し、強調したい視点の中には、自分たちが社会を変えられることができるとの自負と意欲をユースが持つことができるような自己効力感醸成の重要性も明記される必要があると考えます。	該当の部分では、強調したい点等を踏まえ、社会や組織の変革と個人の変容を連動的に支援促すことが環境教育の重要な目的であるとしており、御指摘の自己効力感については、そうした過程の中で養われることが重要であると考えていることから、原案どおりとさせていただきます。
26	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P9の5行目)	(修正意見)「環境負荷とそれにもなうリスクを生み出している社会経済の仕組み、」 (理由)環境教育の中で環境リスクに関する教育は重要と考えます(参考:「初等中等教育におけるリスク教育の推進」日本学術会議報告、2023年9月)。本文書案においても、育みたい力として、「複雑さやリスクに対応する力」をあげています。しかし、本文中に環境リスクに関する言及は少なく、関連する内容も含め下線部の加筆などのご検討をお願いします。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「環境負荷とそれに伴うリスクを生み出している社会経済の仕組み、生活や文化のあり方を省みること」
27	P6の「ESDの考え方を踏まえた環境教育の目的と視点」(P9の11行目)	(原文)環境問題・環境保全に関わる知識の習得だけでなく、… (修正意見)環境問題・環境保全に関わる知識の習得だけでなく、 <u>自らが社会を変える力があるとの自負と意欲を持ち、…</u> (理由)まず身近なことから出発することは環境教育、ESDの基本。文化との関連、科学技術の進展への対応は、ユネスコが特に強調する視点。	25と同様です。
28	P9の「気候変動への対応等の課題にあらゆる主体・世代が参画することの重要性」(P9の20行目)	(原文)ア 気候変動への対応等の課題に… (修正意見)ア 気候変動への対応等の <u>3つの地球規模の環境課題に…</u> (理由)気候変動だけをハイライトするのではなく3つの相互に関係する危機を示すべき。	該当の箇所では、気候変動にハイライトしつつ、他の政策とも統合的に進めることとしていることから、「特に気候変動については、(中略)これらの政策を統合的に進めていくことが重要」としているため、原案どおりとさせていただきます。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
29	P9の「気候変動への対応等の課題にあらゆる主体・世代が参画することの重要性」(P9の30～31行目)	(意見)国民、産業界及び行政が、電力・化石燃料を使用する機器についての課題について、共有していけるようなシステムについて、作っていただきたいと考える。 (理由)たとえば、一般に市販されている冷凍冷蔵庫について、効率向上の余地が大きくあると思われる事について、産業界によるその改善が速やかに行われる事が望ましいからそのように考える。 冷蔵庫のフロントパネルはもっと断熱性が高い方が良く、コンプレッサはブラシレスDCモーターの使用が使われる方が良く、コンプレッサの放熱機構がもうちょっとちゃんとしていると良い、そのような改善がなされれば、家庭においてそれなりに大きな消費電力源になっている冷蔵庫の効率はかなり向上し、都市部での電力消費について1%程度の差も生まれてきうと思われるのであるが(停電するかどうかの瀬戸際においては重要な値であろう。)、重要問題点についての改善が速やかに進むよう、そのようなシステムがあると良いのではないかと考える。 国民としては、もっと環境に負荷の少ない生活がしたいのであるが、出来ずに困っている部分がある。 国は、省エネ性能評価だけでなく、問題点・課題についての集積についても行き、広く国民がアクセス出来るようにする事で、SDGsの推進が行われるようにしていただきたい。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
30	P10の「家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備」(P10の26～29行目)	(原文)人材確保やキャリア支援等のさらなる環境整備が求められています。民間活動の支援には、自立的な活動を支える観点、行政や事業者との対等で効果的な連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。 (修正意見)人材確保やキャリア支援、経営基盤の安定化に向けた支援等のさらなる環境整備が求められています。民間活動の支援には、自立的な活動を支える観点、行政や事業者との対等で効果的な連携促進の観点から、キャリア開発や安定した資金調達等に向けた仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。 (理由)近年のNGOの課題に関するNGOの調査では、安定した資金源の確保、将来に向けたキャリア開発の機会などが大きな課題として認識されている。	御指摘の「経営基盤の安定化に向けた支援」については、該当部分の「環境整備」の一つとして考えております。また、「キャリア開発や安定した資金調達等」については、「自立的な活動を支える観点(中略)から仕組みの整備や運用を進めていく」としており、その部分に含まれるものと考えことから、原案どおりとさせていただきます。
31	P10の「家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備」(P10の35行目)	(原文)活動を加速化させる役割(アクセラレーター)が欠かせません。こうした役割や… (修正意見)活動を加速化させる役割(アクセラレーター)が欠かせません。特に、学校における自然体験教育を推進するためには、学校教員を支援する自然体験教育の専門家の確保が喫緊の課題になっています。こうした役割や… (理由)学校における自然体験教育を推進するために、自然体験教育の専門家による支援が行えるような体制の整備が不可欠であり、喫緊の課題になっているため。	御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。なお、該当部分においては、自然体験活動等を支援する指導者の養成を推進することや、学校での体験活動において専門の人材を活用することが有効であることが記載されています。
32	P11の「環境教育の実践において大切にしたい点」(P12の7～21行目)	(原文)【環境教育の実践において大切にしたい点(例)】の全文 (意見)教員等の教育者の教育手法的な視点と学び手の視点が混在しているように見えるので、整理すると良い。	該当部分については、全体として、実践者が意識して大切にすべきことを整理していることから、原案どおりとさせていただきます。
33	P11の「環境教育の実践において大切にしたい点」(P12の7行目)	(意見)【環境教育の実践において大切にしたい点(例)】において ・国内の希少動植物である「天然記念物」について、地域とのかかわりや環境の変化を理解し、環境教育の題材として利用すること。」のような天然記念物の教育的利用の内容を追加すること。 (理由)本校では、天然記念物「ミヤコタナゴ」を野生復帰させる活動を続けている。 希少生物の天然記念物は、地域とのかかわり・歴史・環境変化を理解するために最適の教材であり、積極的な利用が求められている。しかし、「手を出してはいけないもの」という意識が浸透し、利用できない現状がある。本校の所在地である那須塩原市は、昨年ネイチャーポジティブを宣言して自然再興に積極的であるが、ミヤコタナゴを系統保存している栃木県の環境部署との連携が少なく、生育地外での試験計画等は相手にされない状況がある。 適切な中間支援機能の役割を行う部署をp36の関係省庁内に設けることにより、現在野生復帰されている生物や今後目標とする生物についての情報が統一できる可能性がある。 本校においても希少生物の保護や環境について興味を持つ生徒が増えており、「やればできる。」ことを伝えたい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、該当の箇所は、環境教育の実践において大切にしたい点を例示したものであり、学校等の教育現場においては、これらの点を加味した上で、それぞれの地域特性等に応じて環境教育を実践することが大切であると考えております。
34	P11の「環境教育の実践において大切にしたい点」(P12の10行目)	下記の点は、具体的な踏み込んだ記載が必要と考えます。 ・人々の間の「対等な出会いを促すこと」を「出会いから対等な関係の構築を促すこと」にするなど。	該当の箇所は、環境教育の実践において大切にしたい点の一例を示したものであることから、原案どおりとさせていただきます。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
35	P12の「体験活動を通じた学びの実践」	体験で学ぶこと、特に日常生活の中にある体験活動は行動変容につながりやすく、根付きやすいと思われる。ごみの分別後、生ごみはメタン発酵でエネルギー回収できるなど、どのように役立っているか知ることで、分別の意義やCO2削減に繋がっている実感を生活の一部で感じることができ、そうした政策を推進されたい。	今後の施策の参考とさせていただきます。体験活動については、1(3)②イ(i)において、「人と環境との循環と共生に関する現実を、俯瞰的に理解することが促進され」ことや、「継続的な学びによって、学習者の暮らしや地域について考えることにつなげていくことが必要」としており、こうした考え方に基づく体験活動を推進することが重要であると考えております。
36	P13の「情報通信技術(ICT)を活用した学びの実践」(P14の7行目)	(原文)・・・つながります。 (修正意見)以下の文章を追記する。 他方、生成AIをはじめとするICTの急速な発展と普及に伴い、様々な課題も顕在化しています。偽情報や誤情報が拡散されることに伴い、正しい情報を見分けるようなメディア・リテラシーの獲得が重要な課題となっています。また、デジタル・デバイドなどによる教育格差を生じないような配慮も必要です。 (理由)ICTの活用に関するポジティブな面だけでなく、潜在的なマイナス面についても言及することが不可欠。	今後の施策の参考とさせていただきます。ICTの活用については、環境教育において特に重視すべき方法として今般新たに追加したものであり、御指摘の部分については、3(2)及び(3)に基づき検証等を行って行く中で検討してまいりたいと考えております。なお、1(2)では環境教育の目的・視点のうち、強調したい視点として、「環境に関わる問題を科学的かつ客観的にとらえること」を例示し、これらを踏まえて環境教育を推進することが重要であるとしております。
37	P14の「協働取組についての取組の方向」	協働取組を進めるうえで、中間支援機能は重要な役割を果たしますが、協働取組の推進に際して中間支援機能が不可欠であるかのような誤解を与える表現は不適切と考えます。 実際、多くの学校での連携の取組に際しては、学校教員が直接調整役を務めてきました。中間支援がなくても協働取組を行う事例もあることを明らかにしたうえで、中間支援が効果的な役割を果し得るとの書きぶりにすると良いと考えます。	1(3)③では、協働取組に中間支援機能が不可欠という書きぶりではなく、協働取組を効果的に進めるための方法として中間支援機能の重要性に言及してあります。 また、例示されている学校での連携の取組に際して学校教員が直接調整役として果たしている役割は、第三者的な中間支援組織が関わっていない状況であっても、ここでいう中間支援機能が発揮された一形態として考えられます。これまでこのような機能の重要性が見落とされてきたもしくは過小評価されたことが効果的な協働取組が広まらなかった要因として捉え、協働取組推進のために必要不可欠な機能として明示することが重要であると考えています。 なお、2(2)①エでは、教職員もコーディネーターとしての役割を担う場合があるとおり、教職員も中間支援機能を担う場合があると考えております。
38	P15の「切迫した世界規模の環境問題に取り組むことの重要性への理解」(P15の38行目～P16の1行目)	以下の下線部を追加すべき。 「気候変動、生物多様性の損失、環境汚染といった環境問題は、前述のとおり、危機的な状況に瀕しています。これらの地球規模の危機は経済・社会の課題と相互連関しており、新興・再興感染症の増加、とりわけ、薬剤耐性(AMR)、鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症、蚊やダニが媒介する熱性疾患などを通じて、人間及び動物の健康にも大きな影響を与えるものです。気候変動においては」	御意見の趣旨については、「はじめに」において言及しているため、文章の簡素化の観点から原案どおりとさせていただきます。
39	P15の「切迫した世界規模の環境問題に取り組むことの重要性への理解」(P16の1～3行目)	(原文)・・・1.5℃目標の達成に向け、今後、2030年頃までの10年間に行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いと言われて ています。 (修正意見)・・・1.5℃目標の達成に向け、今後、2030年頃までの10年間に行う選択や実施する対策は、適切な対応がなされなかった場合には、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いと言われて ています。 (理由)原文は不正確であり、人々の不安を惹起する恐れがある。IPCCも国連事務総長も、今が最後のチャンスであり、今適切な行動をとればまだ間に合うとのメッセージを出している。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「気候変動においては、1.5℃目標の達成に向け、今後、約30年の間に新たな文明の創造、経済社会システムの大変革を成し遂げる必要があるとともに、2030年頃までの10年間に行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いと言われて ています。」
40	P15の「切迫した世界規模の環境問題に取り組むことの重要性への理解」(P16の3行目)	気候変動ばかりでなく生物多様性についても、例えば16ページ3行目以降に「適切な対策を講じなければ、地球上の種の絶滅は今後更に加速する。」といった将来への懸念の記述が必要です。(参考:令和5年版環境白書第4節1項)	御指摘の生物多様性の危機的状況は、1頁において詳細を記述しており、該当箇所はそれらを踏まえて記述していることから、文章の簡素化の観点から、原案どおりとさせていただきます。
41	P16の「自然環境をばくくみ、維持管理することの重要性への理解」(P16の15～17行目)	(原文)湿地については、・・・教育を推進します。 (意見)原文の内容に異論があるわけではないが、なぜここで唐突に湿地だけが特記されるのかその理由がわからない。むしろOECDを活用した30by30の推進にむけた教育などのほうが重要ではないか?	該当部分については、2022年11月に開催されたラムサール条約第14回締約国会議(COP14)において、湿地教育の推進に関する決議が採択されたことから、その重要性を踏まえ記載したことから、原案どおりとさせていただきます。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
42	P17の「国民、民間団体、事業者等との連携」(P17の2～6行目)	(原文)エ 国民、民間団体、事業者等との連携持続可能な社会づくりのため、環境保全に関する施策を策定し、実施する際には、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体、事業者等の意見を十分に聴くとともに、その参加や協力を得て、適切な連携を図っていきます。 (修正意見)エ 国民、民間団体、 <u>教育者、事業者等との連携</u> 持続可能な社会づくりのため、環境保全に関する施策を策定し、実施する際には、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、 <u>NPO・NGOを含む民間団体、教育者、事業者等の意見を十分に聴くとともに</u> 、その参加や協力を得て、適切な連携を図っていきます。 (理由)環境教育活動を担う重要なステークホルダーとして学校教員を含む教育者を明示的に位置づけることは不可欠。また、民間団体の中には NPO・NGO も含まれると考えられるが、それを明示的に示すことが強く期待される。	御意見を踏まえ、教育者、NPO・NGOについては、「国民、民間団体、事業者等」に含まれており、また、教育者については定義が曖昧であることから、以下の下線部を追加します。 「エ 国民、民間団体、事業者等との連携 持続可能な社会づくりのため、環境保全に関する施策を策定し、実施する際には、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、NPO法人等を含む民間団体、事業者等の意見を十分に聴くとともに、その参加や協力を得て、適切な連携を図っていきます。」
43	P17の「中間支援機能の確保」(P17の35～37行目)	(原文)俯瞰した視座に基づき、実践の各現場に即した適切な手順の選択や関係者への配慮、協働の場の設定・運営等が求められ、それを支える中間支援機能が必要となります。 (修正意見)俯瞰した視座に基づき、実践の各現場に即した適切な手順の選択や関係者への配慮、協働の場の設定・運営等が求められ、それを支える中間支援機能が極めて重要となります。 (理由)中間支援機能の重要性は認めるが、必要と断定することは言い過ぎ。中間支援がなくても学校と地域の団体等との協働を実現しているケースは多々ある。	例示されている学校と地域の団体等との協働において学校教員等が調整役として果たしている役割は、第三者的な中間支援組織が関わっていない状況であっても、ここでいう中間支援機能が発揮された一形態として考えられます。これまでこのような機能が顕著に見落としてきた、もしくは過小評価されたことが効果的な協働取組が広まらなかった要因として捉え、協働取組推進のために必要不可欠な機能として明示することが重要であると考えています。以上のことから、原案どおりとさせていただきます。
44	P18の「公正性、透明性の確保」	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方に関し、「公平性、透明性の確保」が重要とありますが、併せて説明責任(accountability)に言及する必要があると考えます。透明性と説明責任の確保は、一体として語られるべき性格です。	御意見を踏まえ、以下の下線部及び取消し線のとおり修正します。 「ク 公正性、透明性の確保及び説明責任 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組は、活動の自発性をいかにしながら、「誰一人取り残さない」参加を目指していくためにも公正性や、 <u>透明性及び説明責任の確保が不可欠</u> となります。特に、様々な主体が協働して行うためには、公正性や、 <u>透明性及び説明責任</u> は、連携する主体の相互の理解や信頼関係の前提となります。こうした点を踏まえ、施策を進めていきます。」
45	P18の「公正性、透明性の確保」(P18の3～9行目)	(原文)公正性、透明性 (修正意見)公正性、透明性及び説明責任 (理由)透明性とセットで説明責任(accountability)に言及することが必要。	44と同様です。
46	P18の「機会均等、人権尊重、公正性の重視」(P18の22行目)	(原文)機会均等、人権尊重、公正性の重視 (修正意見)機会均等、人権尊重、 <u>ジェンダー平等及び公正性の重視</u> (理由)環境教育、ESD においてジェンダー平等の視点は不可欠。	17と同様です。
47	P18の「機会均等、人権尊重、公正性の重視」(P18の29～31行目)	(原文)環境問題を社会的公正や人権の問題として捉える視点を持ち、すべての人が人権を尊重されるよう、施策を進めていきます。 (修正意見)環境問題を社会的公正や人権、 <u>ジェンダー平等の問題として捉える視点を持ち、女性や障害者、高齢者等の社会的弱者を含むすべての人が人間としての尊厳を尊重されるよう、施策を進めていきます。</u> (理由)女性や社会的弱者への配慮は重要な視点。また、人権のみにとどまらない「人間の尊厳」や「人間の安全保障」との表現が文脈からは適切。	17と同様です。
48	P18の「環境・経済・社会の統合的向上や個別の環境政策間の統合的な実施」(P18の36～38行目)	下記の記述の意味が分かり難いと思います。 「環境・経済・社会の三領域間や気候変動、生物多様性の損失、環境汚染といった環境問題間において発生するトレードオフを最小化し、」	該当部分は、三領域間や環境問題間での相互関係としてのトレードオフによる影響を最小限にすることを端的に記載しているものですので、原案どおりとさせていただきます。
49	P19の「主体をつなぐ」(P19の16行目)	(原文)…事業者、学校、行政等の… (修正意見)…事業者、 <u>学校等の教育機関、行政等の…</u> (理由)高等教育機関や社会教育施設等を含むことを明確にするため。	御意見を踏まえ、文脈の趣旨から「学校」に「その他の教育機関」を含めることが適当と考えられる1(3)③(P14の11行目)の「学校」を地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の記載を鑑みて「学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)」と修正し、以降の「学校」を「学校等」と修正します。ただし、個別具体の学校について言及している箇所については「学校」と表記いたします。

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
50	P20の「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境委教育並びに協働取組の推進のための施策」	気候変動や生物多様性の喪失等、私たちが直面している問題は、これまで人類が経験してきたどんな問題よりも深刻で大きな問題です。全ての国、全人類が一丸となって知恵を絞り、全ての力を出し切らないと解決できないレベルであることは明確です。けれども日本では、気候変動・生物多様性の危機を深く理解している人はほんのひと握りだと思います。この現状をなんとかしなければ、救えるものも救えません。 気候変動と生物多様性の問題に関しては、義務教育化することが急務だと思います。 また、グローバル社会において、私たちの普段の暮らしや消費行動がサプライチェーンを通じて環境を破壊すると同時に格差を生み、未来世代の命を危険に晒していることを、企業や消費者をはじめ、全てのステークホルダーが意識することが重要だと思います。そのための社会教育システムも早急に実装していただきたいです。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
51	P20の「学校における環境教育」	学校における環境教育、では、「ICTの活用」が明記されています。AI等の科学技術の急速な浸透を想定すると、「学びのあり方」そのものを変えていく可能性が考えられます。 また、デジタルネイティブ世代の子どもが各学校段階の大半を占める現在、従来の自然体験型の環境教育の取組に大きな変化をもたらすと思われます。 また、高等教育段階ではデータサイエンス系の科目設定が求められていることから、ビッグデータを活用した環境問題へのアプローチや教材の開発にも繋がっていくことも予想されます。 本方針が、このような現実と齟齬をきたさないためにも、「ICTの活用」だけではなく、先端的な科学技術のリスクを踏まえながらも、「環境教育×DXの取組や施策」の検討が必要であることを加筆することを望みます。 なお、ICTを活用した学びの実践に関し、GIGAスクールの推進等によるポジティブな側面だけでなく、誤った情報や偽情報が氾濫する中で適切な情報を選び出すスキルの必要性やデジタル・デバイドを避けるための工夫など、注意すべき課題についても言及する必要があると考えます。	36と同様です。
52	P20の「学校における環境教育」(P20の20行目)	(原文)学校においては… (修正意見)学校(学校教育法で規定される小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園)においては… (理由)学校教育法では「学校」を小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園と規定しているが、一般的には初等中等教育の施設と受け取られる傾向にあるため、どのような施設が対象かを明確にしておくことが重要。	該当部分では、「幼児や障害のある児童を含む児童生徒(中略)の発達の段階に応じ」と記載していることから、御指摘の趣旨は反映されているものと考えられることから、原案どおりとさせていただきます。
53	P20の「学校における環境教育」(P20の20行目)	(原案)「学校においては、教育活動の全体を通じて、幼児や障害のある児童生徒を含む児童生徒(以下、「児童生徒等」という。)の発達の段階に応じ」(意見)幼児を範疇に入れたのはよいですが、現在、学校である幼稚園の園児数は激減し、学校以外の保育園の人数が増えています。保育園も範疇に入れるため、行冒頭の「学校においては、」を削除する。 なお、幼稚園教育要領前文には「持続可能な社会の創り手」の文言が入っているが、保育指針、こども園養育保育要領にも入るように促す文言がほしい。	乳児については2(2)①イにおいて記載しており、保育園も含まれていることから、原案どおりとさせていただきます。
54	P20の「学校における環境教育」(P20の23～25行目)	(修正意見)「気候変動、生物多様性の損失、環境汚染」等の切迫する環境問題に向き合い、そのリスクを把握し解決する力をもつよう学校や社会の変革を目指し、」 (理由)環境教育の中で環境リスクに関する教育は重要と考えます(参考:「初等中等教育におけるリスク教育の推進」日本学術会議報告、2023年9月)。本文書案においても、育みたい力として、「複雑さやリスクに対応する力」をあげています。しかし、本文中に環境リスクに関する言及は少なく、関連する内容も含め下線部の加筆などのご検討をお願いします。	該当部分は、御意見のあったリスクを把握し解決する力のような、個別の力を指しているのではなく、1(2)及び1(3)の内容を踏まえた上での記述となっているため、原案どおりとさせていただきます。
55	P20の「学校における環境教育」(P20の30行目)	(修正意見)「技術・家庭科、保健・体育科等においても、環境問題の現状とその解決への方策を科学的に理解する内容が充実しています。」 (理由)環境教育の中で環境リスクに関する教育は重要と考えます(参考:「初等中等教育におけるリスク教育の推進」日本学術会議報告、2023年9月)。本文書案においても、育みたい力として、「複雑さやリスクに対応する力」をあげています。しかし、本文中に環境リスクに関する言及は少なく、関連する内容も含め下線部の加筆などのご検討をお願いします。(注:環境基準が環境基本法に基づくことは、保健・体育科の学習内容に含まれています)	御意見の部分については、「その他教科等」及び「環境に関する内容」に含まれていることから、原案どおりとさせていただきます。
56	P20の「学校における環境教育」(P20の34行目)	(修正意見)「機会の均等という観点、および地域と社会における環境教育の基盤を強化する観点からも重要です。」 (理由)22ページ25～38行目の記述に対応した加筆です。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「機会の均等という観点や、地域と社会における環境教育の基盤を強化する観点からも重要です。」

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
57	P20の「学校における環境教育」(P20の35～37行目)	以下の下線部を追加すべき。 「今後、こうした学校における環境教育は、1(3)②イで示した方法を重視し、ICT、並びに経済協力開発機構(OECD)が3年ごとに実施する「生徒の学習到達度調査(PISA)」も活用しながら、体験活動を通じた学び及び対話と協働を通じた学びの実践を推進していきます。」	該当の箇所では、1(3)②イで示した方法を重視することを記述していることから、原案どおりとさせていただきます。御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
58	P20の「学校における環境教育」(P21の1～2行目)	「ビオトープ」を「学校・園庭ビオトープ」に直す。 「学校・園庭ビオトープ」は自然体験や環境学習等の場として地域のビオトープを学校や園の敷地内に創出する空間であり、教材としての意味合いも多分に加わり、「ビオトープ」とは設置に向けた考え方などが異なることから言葉を使い分けて使用していくことが適切である。また、「生物多様性国家戦略 2023-2030」(2023年3月閣議決定)では「学校・園庭ビオトープ」という言葉が使われており、言葉を統一していくことが必要である。「学校・園庭ビオトープ」という呼称は、全国に十分に普及している状態にあるといえる。	御意見のとおり修正します。
59	P20の「学校における環境教育」(P21の8行目)	(原文)…活動する基盤を充実させます。なお、… (修正意見)…活動する基盤を充実させます。特に、 <u>学校の教員が自然体験教育を適切に実施できるよう、教員向けの自然体験教育研修を充実するとともに、学校における自然体験教育を推進するための支援の強化を図ります。</u> なお、… (理由)特に、小中学校の教員の自然体験教育を実施するための能力・経験不足が深刻であるため、研修の充実や自然体験教育の専門家の支援を受けるための資金的な支援の強化を明記することが重要。	以下の理由で原案どおりとさせていただきます。 該当部分では、学校における体験活動を通じた学びを推進するために、様々な施設等を活用した自然体験活動等が促進されるよう支援することとしております。また、同様の項目においては、教職員を対象に、体験活動の実践力の向上に資する研修等を実施、展開することが言及されております。
60	P20の「学校における環境教育」(P21の8～10行目)	学校の修学旅行等において地域の自然や文化を体験することは非常に貴重な機会である。しかし、これまでの修学旅行の歴史から連綿と続く「あり方」を見直し、学びのための遠隔地訪問として活用するという意識改革が必要である。現状では、文章の聞こえはよいが、実質観光旅行化しているのが現実であり、なかなかその域を脱していない。文部科学省が率先し、修学旅行等の遠隔地学習のねらいを学びの方向へシフトさせていくことで、自分たちの地域との比較といった視点から環境教育がより深まる。また、そこには探究学習が必ず発生することとなるはずである。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
61	P20の「学校における環境教育」(P21の19行目)	「総合的な学習(探究)の時間を効果的に実施するほか、」に続けて、「自然との共生に向け地域の多様な主体との連携協働が行われている学校ビオトープのような場を設けること、また、」を加える。 多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践について、児童生徒等が社会の変革への参画し自らの変容につながる学びの推進に向けては、改定案に今あげられている例に加え、「学校ビオトープ」の設置があげられる。「学校ビオトープ」は、シチズンシップ教育の場である。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「総合的な学習(探究)の時間を効果的に実施するほか、 <u>地域の多様な主体との連携・協働が行われている学校・園庭ビオトープのような場を設けること、また、地域に根ざし、</u> 」
62	P20の「学校における環境教育」(P21の29行目)	(原文)ESDに取り組むホールスクールアプローチが大変重要です。 (修正意見)以下を追記する。 <u>さらに、今後は発達段階に応じた学びが適切に行われるよう、校種間の連携を進めることが期待されます。</u> (意見)一つの教育機関の中だけでなく、発達段階に応じた異なる教育機関の間での連携が重要になっているため。	御指摘については、1(3)②イ(ii)「多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践」について、校種間の学び合いや連携をいかにすることが大切であると既に記述していることから、原案どおりとさせていただきます。
63	P20の「学校における環境教育」(P21の30～35行目)	ユネスコスクールがホールスクールアプローチによるESDの推進拠点として機能させていくことには賛成である。環境課題は待ったなしであるから、既存のシステムを活用することで浸透のスピード化が計れる。その意味で、学校における環境教育の推進を図るのであれば、その成果検証も不可欠であることから「ESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合」については設定することが不可欠であると考え。かつ、学校が主体となって活動することが、ホールスクールアプローチによるESDの推進であることから、文部科学省が主幹となって、ユネスコスクールの役割の明確化、ホールスクールアプローチの推進、そしてESDの活動成果の成果目標の設定、検証、及びその公表をさらに進めていくべきであろう。環境への対応、SDGsの達成に資することは、欧州のCCEを鑑みても学校教育の中でも世界的に不可欠な課題である。日本は環境立国であったはずである。その国の学校教育において、ホールスクールアプローチは学校の取り組むべき課題である。それはESDに限ったことではない。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
64	P20の「学校における環境教育」(P21の30～35行目) P31の「政府の拠点機能整備」(P31の30行目～P32の2行目)	本文中に記載しているような、ユネスコスクールにおける活動成果の発信やESD活動支援センターの相談件数等についても、指標として用いて、目標を設定し、政府としてはその支援に積極的に取り組むべきである。	御意見を踏まえ、2(2)⑤アのESD活動支援センターに関する部分において「ESD活動支援センターにおいて、学校等、地域等からの環境教育等に係る相談に対応しており、その相談窓口の周知を図って、相談対応件数(全国・地方のESD活動支援センターにおける相談対応件数:438件(令和4年度))を令和10年度に令和4年度比で倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度を向上させ、学校と地域等をつなぐ中間支援機能をより一層充実させます。」と修正します。 また、御意見を踏まえ、2(2)①アのユネスコスクールに関する部分において「ユネスコスクールにおいて、交流・優良事例の共有等に関する取組を推進し、教育活動の実践等が一層発信されることで、ESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合80.4%(令和4年度))が向上されるように努めていきます。」と修正します。
65	P20の「学校における環境教育」(P22の1行目)	58と同じ。	御意見のとおり修正します。
66	P20の「学校における環境教育」(P22の9～16行目)	以下の下線部を追加すべき。 「大学や大学院などの高等教育機関及び附属研究機関も、環境を題材とした講義や研究課程、公開講座等を通じ、(中略)環境教育の重要な担い手であり、研究機関としての側面を含め、持続可能な社会の変革に向け産官学民の様々な主体をつなぐ核としての役割も担っています。(中略)今後は、高等教育機関でも、当該機関自身の脱炭素化推進や、環境学、医学・獣医学等の超学際的な「プラネタリーヘルス学環」「One Healthフロンティア卓越大学院プログラム」、AMR対策に寄与する「One Medicine創薬シーズ開発・育成研究教育拠点」のような取組に加え、様々なステークホルダーの対話と参画による対話と協働を通じた学びの機会を推進するとともに、企業、NPO法人等との連携により、大学生等に対し、社会変革の担い手を育成するインターンシップ等の充実に取り組むことも重要です。」	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。 「大学や大学院などの高等教育機関は、研究機関としての側面も含め、環境を題材とした講義や研究課程、公開講座等を通じ、(中略)環境教育の重要な担い手であり、持続可能な社会の変革に向け産官学民の様々な主体をつなぐ核としての役割も担っています。」
67	P20の「学校における環境教育」(P22の9～10行目)	(原文)大学や大学院などの高等教育機関も、環境を題材とした講義や研究課程、公開講座等を通じ、学生のみならず、… (修正意見)大学や大学院などの高等教育機関や職業訓練施設等も、環境を題材とした講義や研究課程、公開講座等を通じ、 <u>学生に対する環境・持続可能性に関する教育を充実・強化するとともに、…</u> (理由)・職業訓練施設及び職業教育施設(職業訓練施設等)の取組も明記すべき。 ・多くの大学での学生に対する環境教育、ESDの充実強化は喫緊の課題。	1(2)では、社会情動的な学び、具体的な行動に必要な技能の学び、持続可能な社会の基盤となる価値観の学びなどが、学校や職場、地域等あらゆる場で実践される必要があるとしています。こうした基礎的な態度や価値観等を育成している代表的な教育機関について例示として記載しており、すべての機関を網羅的に示す必要はないと考えていることから、原案どおりとさせていただきます。 また、該当部分では、高等教育機関も学生を対象にした環境教育の重要な担い手であると記載しており、対話や協働を通じた学びの機会を推進していくことが重要である旨を記載しています。
68	P20の「学校における環境教育」(P22の21行目)	(修正意見)「俯瞰的な理解や体系的カリキュラム創出等のためのカリキュラムマネジメント」 (理由)カリキュラム・マネジメントの意味が分かりませんでした。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 初出の「カリキュラム・マネジメント」について、以下の脚注を追記する。 「児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことや、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。」
69	P20の「学校における環境教育」(P22の36行目)	(原文)ESD活動支援センター等の中間支援機能を有する組織 (修正意見)ESD活動支援センターや地域ESD活動推進拠点等の中間支援機能を有する組織 (理由)ESD推進ネットワークにおける地域ESD活動推進拠点の重要性を鑑み、その明記が望まれる。	御意見のとおり修正いたします。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
70	P23の「地域等幅広い場における環境教育の推進」(P23の31～33行目)	(原案)「さらに、全国的に発展している幼少期の自然保育活動を行う民間団体の優良事例の展開や表彰、認証制度等により、幼少期の取組の活性化に努めていきます。」 (意見)「地域」という点で、鳥取や長野、千葉などの自然保育の認証制度を視野に入れていると思われます。ただ、地方と都会では園児の人数が異なりますので、当然効果も違ってきます。 ここでは「全国的に発展している」及び「民間団体の」を削除して都市も含めた「自然保育活動の優良事例の展開や表彰、認証制度等」としたほうがより効果的と考えます。 東京都でも「自然を活用した東京都版保育モデル」の検討を行っています。また川崎市でも幼稚園保育園向け環境教育プログラムを作成しています。 幼稚園は文科省管轄ですが、保育園は厚労省管轄です。このため、自治体の環境部局と連携して優良事例の展開や幼児向け環境教育プログラムの作成などをすすめるのがよいと考えます。 「地域」という枠組みに相応しくなければ他の項目で触れるのでもよいと考えます。	御意見を踏まえ、該当部分から「を行う民間団体」を削除し、以下のとおりとさせていただきます。 「さらに、全国的に発展している幼少期の自然保育活動の優良事例の展開や表彰、認証制度等により、幼少期の取組の活性化に努めていきます。」
71	P23の「地域等幅広い場における環境教育の推進」(P24の5行目)	(原文)…学校施設のほか、社会教育施設、… (修正意見)…学校施設のほか、 <u>公民館、図書館、博物館、動物園、植物園、青少年自然の家をはじめとする社会教育施設、…</u> (理由)社会教育施設の例を具体的に示すことにより、それらの施設職員の関心を引くことが望ましい。	文章の簡素化の観点から原案どおりとさせていただきます。
72	P24の「若者の社会変革への参加の促進」(P25の3～5行目)	(原文)…世代間の公正も踏まえ、政策形成において若者の意見を積極的に取り入れるための方策を講じていきます。 (修正意見)…世代間の公正も踏まえ、 <u>審議会、検討会等への若者委員の登用推進や若者の意見を聞くための機会の提供等</u> を通じて、政策形成において若者の意見を積極的に取り入れるための方策を講じていきます。 (理由)若者の意見を積極的に取り入れるための方策をどのように講じるのか具体例を示すことが望ましい。	御意見の具体例については、若者の意見を積極的に取り入れるための方策として、今後の施策の参考とさせていただきます。
73	P25の「人材・組織の育成・活用」(P25の31行目)	(原文)中間支援組織やコーディネーターが必要であることから、 (修正意見)中間支援組織やコーディネーターが効果的であることから、 (理由)中間支援組織やコーディネーターの存在は重要であり、効果的であるが、これまでの事例から必要とまでは言い切れない。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「中間支援組織やコーディネーターが重要であることから、」
74	P25の「人材・組織の育成・活用」(P25の36～38行目)	(原文)この際、中間支援組織やコーディネーターだけでなく教職員もコーディネーターとしての役割を担う場合があり、このための能力の向上を図ることも必要です。 (修正意見)この際、中間支援組織やコーディネーターだけでなく教職員がコーディネーターとしての役割を担う場合があり、このための能力の <u>一層</u> の向上を図ることも重要です。 (理由)原文は大変失礼な言い方になっているように見える。もともとは教職員が地域社会との接点になり、社会との連携機能を担ってきたのであり、中間支援組織等の補完的な位置づけのような表現は本末転倒である。	御意見のとおり修正します。
75	P26の「教材・プログラムの整備」(P26の11行目)	(原文)住民、民間団体、事業者、行政等が連携、協力し、… (修正意見)住民、民間団体、事業者、 <u>教育機関</u> 、行政等が連携、協力し、… (理由)教材作成における教育機関の関与は不可欠。	御意見及び49を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「住民、民間団体、事業者、 <u>学校等</u> 、行政等が連携、協力し、」
76	P26の「教材・プログラムの整備」(P26の30～31行目)	(原文)…その内容が学校の地域特性やニーズにかなったものを提供していきます。 (修正意見)… <u>グローバルな視点に立った俯瞰的な教材に加え</u> 、その内容が学校の地域特性やニーズにかなったものを提供していきます。 (理由)地域教材だけでなく、グローバルな視点に立った教材も必要であることを明記することが必要。	学校に提供される教材については、該当箇所に記載されているように、内容が学校のニーズにかなったものを提供していくものとしており、学校において適切なニーズを検討するものと考えております。
77	P27の「各主体の連携・対話・協働の促進と中間支援の拡充」(P27の27～28行目)	(原文)…ESD 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィス等、既存の中間支援組織と連携し、 (修正意見)…ESD 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィスや <u>地域 ESD 活動推進拠点、関係する NPO 法人や学会等</u> 、既存の中間支援組織と連携し、 (理由)原文は官主導色が強すぎる。環境教育、ESD 推進に際しては、長い歴史を持つ民間の中間支援組織等との連携・協力をも明記することが極めて重要。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「ESD 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィス、 <u>地域 ESD 活動推進拠点、NPO法人を含む民間団体等</u> 、既存の中間支援組織と連携し、関係者の能力開発を推進します。」

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
78	P27の「各主体の連携・対話・協働の促進と中間支援の拡充」(P27の32～34行目)	以下の下線部を追加すべき。 「地方公共団体内において連携を進めるためには、(中略)市民、農林水産、経済、都市、土木、交通、保健医療、獣医療等、環境教育や環境保全活動に関係する様々な部局間で連絡調整が行われるようになることが重要です。」	御指摘を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「地方公共団体内において連携を進めるためには、(中略)市民、農林水産、経済、都市、土木、交通、衛生等、環境教育や環境保全活動に関係する様々な部局間で連絡調整が行われるようになることが重要です。」
79	P28の「職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組」(P28の36行目～P29の1行目)	以下の下線部及び取り消し線のとおりに修正すべき。 「こうした職場における取組は、中小企業を含めた企業全体、バリューチェーン全体、個人事業主、さらに保健医療セクターや民間団体等市場価値を意識しない集団においても取り組まれることが有効であり、す。政府は、地方公共団体とともに、率先垂範して取り組むことに加え、先進的な取組を行う企業や民間団体等を評価するための指標の構築や、投資家・シェアホルダー、ひいては一般市民の意識づけがこうした取組を進めやすくするような環境整備を進めます。」	御指摘の部分については、企業や民間団体等の法人や行政組織を想定していること、また、「保健医療セクター」や「市場価値を意識しない集団」については「民間団体等」に含まれるものと考え、原案どおりとさせていただきます。また、御意見をいただいた指標の設定については、3(2)において言及していること、さらに、「投資家・シェアホルダー、ひいては一般市民の意識づけ」の部分については、「取組を進めやすくするような環境整備」に含まれるものと考え、原案どおりとさせていただきます。
80	P31の「政府の拠点機能整備」	拠点機能整備に関し、「ア. 政府の拠点機能整備」において ESD 活動支援センター(全国・地方)に加え、ESD 推進ネットワークの重要な構成要素であり、全国で 180 以上に及ぶ地域 ESD活動推進拠点の明記が必要と考えます。また、SDGs・ESD コンソーシアム、ユネスコスクール支援大学間ネットワーク加盟大学による環境教育・ESD 活動への推進支援方策の強化も記載されるべきと考えます。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「また、文部科学省と環境省の共同事業として設置したESD活動支援センター(全国・地方)をESD推進のためのネットワークの拠点として活用し、さらに全国で180以上に及ぶ地域ESD活動推進拠点等とも連携して、学校、社会教育施設、民間団体、事業者等における環境教育・ESDの推進に向けて、団体・組織同士の学び合いを通じた教育内容の質の向上や指導者等の育成のほか、ESDの推進に資する相談支援や情報提供等の中間支援機能の発揮に努め、あらゆる機会や場所でESDの考え方も踏まえた環境教育が推進されるよう取り組んでいきます。」 また、御意見を踏まえ、ユネスコスクール支援大学間ネットワークは、政府の拠点機能ではないが、ユネスコスクールの活動実施におけるパートナーであることから、2(2)①ア「学校における環境教育」において、以下の下線部を加えます。 「ユネスコの理想を実現するため平和や国際的な連携を実践する学校としてユネスコが認定するユネスコスクールをホールスクールアプローチによるESDの推進拠点と位置付け、ユネスコスクール間のネットワーク及びユネスコスクール支援大学間ネットワークを活用し、多様なステークホルダーとの連携による実践や、教員・児童生徒等の変容につながる取組を推進します。」 なお、政府の補助事業によるSDGs・ESD コンソーシアムは、平成30年度に終了しております。
81	P31の「政府の拠点機能整備」(P31の30～31行目)	(原文)・・・文部科学省と環境省の共同事業として設置した ESD 活動支援センター(全国・地方)を ESD 推進のためのネットワークの拠点として活用し、・・・(修正意見)・・・文部科学省と環境省の共同事業として設置した ESD活動支援センター(全国・地方)や ESD 活動支援センターにより登録された地域ESD 活動推進拠点を ESD 推進のためのネットワークの拠点として活用し、・・・(理由)ESD 推進ネットワークの重要な要素である地域 ESD 活動推進拠点に言及することは必須。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「また、文部科学省と環境省の共同事業として設置したESD活動支援センター(全国・地方)をESD推進のためのネットワークの拠点として活用し、さらに全国で180以上に及ぶ地域ESD活動推進拠点等とも連携して、学校、社会教育施設、民間団体、事業者等における環境教育・ESDの推進に向けて、団体・組織同士の学び合いを通じた教育内容の質の向上や指導者等の育成のほか、ESDの推進に資する相談支援や情報提供等の中間支援機能の発揮に努め、あらゆる機会や場所でESDの考え方も踏まえた環境教育が推進されるよう取り組んでいきます。」
82	P31の「政府の拠点機能整備」(P31の37行目～P32の2行目)	中間支援機能を果たす施設としてのESD活動支援センターの相談件数は今後増えていく必要がある。そのためには学校教育へのアプローチ、中間支援機能を果たす施設があるという周知、相談内容、成果等の発信が必要であり、ここがうまく機能することで環境教育の推進が一步図れる。学校教育は巨大なマスである。文部科学省や地方教育委員会が積極的に動きかけることが必要である。	御意見を踏まえ、本文において「相談窓口の周知を図って、相談対応件数(全国・地方のESD活動支援センターにおける相談対応件数:438件(令和4年度))を令和10年度に令和4年度比で倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度を向上させ、学校と地域等をつなぐ中間支援機能をより一層充実させます」と修正するとともに、ご指摘の趣旨は関係省庁と連携して教育委員会等に文書を通知するなど、学校等への一層の周知に取り組んでまいりたいと考えております。
83	P31の「政府の拠点機能整備」(P32の2行目)	(原文)・・・一層充実させます。(修正意見)以下を追記する。 また、文部科学省の支援により設立された各地の SDGs・ESD コンソーシアムやユネスコスクール支援大学間ネットワーク加盟大学等による拠点機能の充実と地域の ESD 推進に向けたネットワーク活動を支援します。 (理由)SDGs・ESD コンソーシアムやユネスコスクール支援大学間ネットワーク加盟大学等への支援も政府の施策として明記すべき。	80と同様です。
84	P32の「地方公共団体の拠点機能整備に対する支援」(P32の16行目)	地域住民にとって環境学習・教育の場としては、地方公共団体の拠点機能を担う環境学習施設が最も身近であることから、こうした拠点において地方公共団体がその地域における特色ある拠点運営を行っていることの重要性について国政府としても認識していることを示すためにも、例えば「2(2)⑤イ 地方公共団体の拠点機能整備」の冒頭に「地域において最も身近な環境教育の場となる」などの語を追記することを要望する。	地域の環境学習施設の重要性の認識については、2(2)①イにおいて、「地域の環境教育の中に位置付け、地方公共団体とも連携して、目的、対象に応じて適切に活用」することとを政府の施策として位置付けていることから、原案どおりとさせていただきます。

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
85	P33の「政府の保有する情報の積極的公表・発信」(P34の3行目)	(原文)これらの情報の公表に当たっては、広く環境保全活動や環境教育の現場にまで迅速に伝わるよう… (修正意見)これらの情報の公表に当たっては、 <u>学校教育に反映できるよう特に学校教育関係者にタイムリーかつ分かりやすく伝えるよう配慮するとともに、広くその他の環境保全活動や環境教育の現場にまで迅速に伝わるよう…</u> (理由)必要な環境・SDに関する情報が教育関係者に伝わっていないことが重大な問題であるため、特段の配慮が必要。	御意見を踏まえ、以下の下線部を追加します。 「これらの情報の公表に当たっては、広く環境保全活動や <u>学校をはじめとした環境教育の現場にまで迅速に伝わるよう</u> 」
86	P34の「国際的な視点での取組」	国際的な視点での取組に関しては、第2期ESD国内実施計画での重点的な取組の一つであるにも関わらず、書きぶりが極めて抽象的であり、施策の具体化が強く求められます。 特に、国際社会との協力に関し、国連をはじめとする国際機関や国際ネットワークとの連携強化について一つのパラグラフを追記し、ユネスコによるESD for 2030 NetやRoad to COP29、Green Education Partnership、気候変動枠組条約に基づく「気候変動に係るエンパワメントのための行動に関するグラスゴー作業プログラム(Glasgow work programme on Action for Climate Empowerment: ACE)」、生物多様性条約CEPAプログラム、UNEP、FAQ等による生物多様性教育に関するEducation for Generation Restorationプログラムへの積極的な参加貢献を図るとともに、IUCN教育コミュニケーションプログラム、日本発のSATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップ(IPSИ)等へ引き続き積極的に貢献する旨を明記することが望まれます。 また、世界環境教育会議(World Environmental Education Congress: WEEC)への我が国からの参加貢献に対する支援の具体化も期待されます。	御意見を踏まえ、2(2)⑨イ「国際社会との協力」において、以下の下線部を追加します。 「政府は、(中略)環境教育に関する国際的な対話と学び合いの場の設定やネットワークづくりを、 <u>国連をはじめとする国際機関等による議論の動向も踏まえながら、国民、民間団体、事業者(中略)と連携して推進します。</u> 」 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
87	P34の「国際的な動きを踏まえた国内での対応と海外への発信」(P35の4～5行目)	(原文)…、様々な環境教育・ESDに関する国際会議や国際ネットワークを通じ、国内の動向に関する情報の海外への発信を進めていきます。 (修正意見)以下の文章を追記する。 <u>具体的には、国連をはじめとする国際機関や国際ネットワークとの連携強化に向けて、ユネスコによるESD for 2030 Net や Road to COP29、Green Education Partnership、気候変動枠組条約に基づく「気候変動に係るエンパワメントのための行動に関するグラスゴー作業プログラム(Glasgow work programme on Action for Climate Empowerment: ACE)」、生物多様性条約CEPAプログラム、UNEP、FAO等による生物多様性教育に関する Education for Generation Restoration プログラム等への積極的な参加・貢献を図るとともに、IUCN 教育コミュニケーションプログラム、日本発の SATOYAMA イニシアチブ国際パートナーシップ(IPSИ)等へ引き続き積極的に貢献します。</u> <u>また、世界環境教育会議(World Environmental Education Congress: WEEC)をはじめとする環境教育、ESD 関連の国際会議への我が国関係者の参加・貢献に対する支援を強化します。</u> (理由)国際的なネットワーク等への貢献に関する記述が極めて抽象的であり、具体的な施策内容の記載が望まれる。	86と同様です。
88	P36の「政府と地方公共団体との連携強化」	森林(特に自然林・天然林)破壊によるCO2放出(土壌からの放出も含む)については、一般的にあまり知られていないと思います。近年、里山の多くが再エネ施設設置のために開発され問題になっていますが、現在の制度ではその開発を阻止することは非常に難しいのが現状です。国や自治体による法整備が必要だと思いますが、その前提となる科学的な知見が乏しいことを痛感しております。それらの重要な知見を、専門部署の方がデフォルトで持っていることが不可欠であると同時に、市民をはじめステークホルダーがそれらの知見にアクセスできるシステムが必要だと思います。 今後、それらの知見は森林環境税の使い途にも関わってくると思います。具体的には、貴重な自然林(里山)を皆伐して人工林に置き換えてしまうという、気候変動対策の面からも生物多様性保全の面からも望ましくない開発が起きてしまうことが危惧されます。現に、地元自治体の担当部署の方は、「自然林を皆伐して人工林に置きかえることが温暖化対策になる」と信じて憚らない様子でした。 政府と地方の現場との間に知識の乖離が生じないよう、連携を徹底させていただけると幸いです。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
89	P36の「関係府省の連携強化」(P36の24～25行目)	(意見)③関係省庁の連携強化の項に「文化庁」を追加すること。 (理由)本校では、天然記念物「ミヤコタナゴ」を野生復帰させる活動を続けている。 希少生物の天然記念物は、地域とのかかわり・歴史・環境変化を理解するために最適の教材であり、積極的な利用が求められている。しかし、「手を出してはいけないもの」という意識が浸透し、利用できない現状がある。本校の所在地である那須塩原市は、昨年ネイチャーポジティブを宣言して自然再興に積極的であるが、ミヤコタナゴを系統保存している栃木県の環境部署との連携が少なく、生育地外での試験計画等は相手にされない状況がある。 適切な中間支援機能の役割を行う部署をp36の関係省庁内に設けることにより、現在野生復帰されている生物や今後目標とする生物についての情報が統一できる可能性がある。 本校においても希少生物の保護や環境について興味を持つ生徒が増えており、「やればできる。」ことを伝えたい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、該当の箇所は、環境教育等促進法第24条の2に基づいた文章であるため、原案どおりとさせていただきます。

**環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針の変更案に対する意見及び対応方針**

※「該当箇所」欄は基本方針原案の該当箇所となります。

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
90	P36の「基本方針の達成状況の検証」 P36の「法の施行状況についての検討、見直しの準備」	3(2)「基本方針に基づき講じられた環境教育の取組について、その進捗度を検証するため、質及び量的な効果を確認するアウトプット指標とアウトカム指標等を整理し、指標を設定することを検討」とある点は大変重要。 これにもとづく検討の開始を具体的に進めるため、3(3)の「毎年の進展状況とそれによる効果等について必要な調査」とあわせて、学校における「(教員の)ESDや環境教育の実施に対する意欲」「環境教育に取り組む際の地域・NPO・企業等との協力・連携」、児童生徒や一般国民の「社会の変化(環境問題)に関する知識」「協働の取組への参加経験」等に目標値を設け、向上への取組に、文部科学省と環境省が連携して対応することを示してはどうか。	御意見については、3(2)を踏まえて、指標を設定することを検討する際の参考とさせていただきます。このうち、学校における「環境教育に取り組む際の地域・NPO・企業等との協力・連携」については、2(2)①アにおいて記載しているとおり、ESD活動支援センター等の中間支援機能を有する組織の活用が重要であると考えていることから、今後のESD活動支援センターの活動充実に向けた指標として参考といたします。
91	P36の「基本方針の達成状況の検証」	「令和2年度基本方針実施状況調査アンケート」では、「授業や学校活動で環境教育を行う際の課題」として、授業時間確保の問題が強く表れている。これに対する方策、支援に政府として取組むなど、各課題の取り上げられる割合を下げっていくことも数値目標として設定してはどうか。	御意見については、3(2)を踏まえて、指標を設定することを検討する際の参考とさせていただきます。
92	P36の「基本方針の達成状況の検証」	ユネスコ・アジア文化センターが「児童／生徒評価分科会」を通じて取り組んでいるルーブリックの活用など、量の拡充だけではなく、環境教育の質向上に当事者(学習者、教育者、その他関わる人々)が主体的に向き合うための評価の方法も含め、文部科学省と環境省の連携による、専門家の視点も踏まえた評価指標の検討・実施が進むべきである。	御意見については、3(2)を踏まえて、指標を設定することを検討する際の参考とさせていただきます。
93	P36の「基本方針の達成状況の検証」	(意見)3(2)基本方針の達成状況の検証のパートでは、「基本方針に基づき講じられた環境教育の取組について、その進捗度を検証するため、質及び量的な効果を確認するアウトプット指標とアウトカム指標等を整理し、指標を設定することを検討」とあり、新たに評価指標(ユネスコスクールにおけるESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合、ESD活動支援センター相談対応件数)が設けられている点は、大変重要である。ユネスコスクールをはじめとした学校側、ESD活動支援センターやGEOC、EPO等の中間支援機能を担う社会教育側の両面で、適切な評価指標を設けることが望ましい。例えば、「令和2年度 環境教育等に関する意識調査結果」では、各校種の学校教員に対して全国規模のアンケート調査を行っており、環境教育やESD実施に対する意欲、外部との連携実態や効果などを問う設問が設けられている。こうした調査を定期的実施することは、貴重な検討材料になるのではないかと。 なお、指標を設けた評価にあたっては、数値の増減だけを見て一喜一憂するのではなく、その背景やプロセスにも目を向けて多面的に評価していくことが必要である。 (理由)今回の改定案では、専門家会議での議論を踏まえ、2050年カーボンニュートラルをはじめとした持続可能な社会の実現に向けて社会変革が必要であること、その上で環境教育・ESDのニーズや重要性が増してきていること、一層の推進にあたって中間支援機能が鍵を握ることが明記されており賛同する。その上で、意見を提出する。	御意見については、3(2)を踏まえて、指標を設定することを検討する際の参考とさせていただきます。 また、学校側及び社会教育側の両面で、適切な評価指標を設けることが望ましいという御意見を踏まえ、2(2)⑤アのESD活動支援センターに関する部分において「ESD活動支援センターにおいて、学校等、地域等からの環境教育等に係る相談に対応しており、その相談窓口の周知を図って、相談対応件数(全国・地方のESD活動支援センターにおける相談対応件数:438件(令和4年度))を令和10年度に令和4年度比で倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度を向上させ、学校と地域等をつなぐ中間支援機能をより一層充実させます。」と修正します。 また、御意見を踏まえ、2(2)①アのユネスコスクールに関する部分において「ユネスコスクールにおいて、交流・優良事例の共有等に関する取組を推進し、教育活動の実践等が一層発信されることで、ESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合80.4%(令和4年度))が向上されるように努めていきます。」と修正します。
94	—	改定案は、多面的に背景や意義、方法論が相当書き込まれていて素晴らしいが、長文であり、重要なことがあまりに多いことから、多くの人に伝わらないことが懸念される。要約したスライドを数枚にした概要版を整備すること希望する。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。